用語の解説

■自動車関連製造業（日本標準産業分類による）
自動車・同附属品製造業

■航空機関連製造業（日本標準産業分類による）
航空機・同附属品製造業

■高機能素材・複合材料関連製造業（日本標準産業分類による）
製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業、その他の化学工業、石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）、ガラス・同製品製造業、炭素・黒鉛製品製造業、研磨剤・同製品製造業、製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第一次製錬・精製業、非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）

■電気・電子機器製造業（日本標準産業分類による）
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業

■医薬品製造業（日本標準産業分類による）

■食関連産業（日本標準産業分類による）
次の業種のいずれかに該当するもの
（1）食料品製造業
（2）飲料・たばこ・飼料製造業
（3）一般産業用機械・装置製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く。）又は生活関連産業用機械製造業であって、（1）（2）に関連する業種に限る

■植物工場
施設内で、植物の生育に必要な環境を人工的に制御し、季節に関係なく養液栽培により野菜等の植物を連続的に生産するシステムを有する施設で、次に掲げるいずれかを満たすもの
（1）工場と一体的に展開する植物工場（工場との一体的な展開によって、熱や電力等の融通を行うことにより、省エネルギー化を図るもの）
（2）実証機能を有する植物工場（地中熱や太陽熱等の新エネルギーの活用や、コージェネレーション等の先進的な省エネ設備を導入し、植物工場単体で、投資採算性の向上に向けた実証機能を有するもの）

■新エネルギー関連製造業（日本標準産業分類による）
太陽光等をエネルギー源とした新エネルギー供給業の発電事業の用に供する部品等を製造する事業（発泡・強化プラスチック製品製造業、暖房調理等装置・配管工事用附属品製造業、ボイラ・原動機製造業、一般産業用機械・装置製造業）

■新エネルギー供給業
風力、水力、地熱、バイオマスをエネルギー源として発電事業を行う事業で、次に該当するもの
（1）道内に本店を設置して事業を行うこと
（2）市町村支援の対象であること

■自然科学研究所（日本標準産業分類による）
自然科学に関する基礎研究、応用研究又は開発研究、試作・実証研究を行う施設（類型Ⅰの成長産業分野に関連する業種に限る。）

■データセンター事業
自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業(これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。)

■基盤技術産業（日本標準産業分類による）
工業用プラスチック製品製造業、鉄素形材製造業、非鉄金属素形材製造業、金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く)、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業

■本社機能移転事業
事業者が道外から道内に本社機能の全部又は一部を移転するため、新たに道内に本社機能を有する事業所を設置するもので、次のいずれにも該当するもの。
（1）建物又は建物の部分を賃借して事業所を設置するもの
（2）事業所の面積が 300m^2 以上のもの
（3）事業所の設置に当たり省エネルギー又は新エネルギーの導入に積極的に取り組むもの
（4）道外から道内に本社機能を移転することを公表するもの

■高度物流関連事業
次の要件をいずれも満たす施設において行う荷さばき、保管、加工その他の事業（類型Ⅰの成長産業分野に関する事業に限る）
（1）容積が 5,000m^3 以上有する貯蔵槽倉庫又は容積が 3,000m^3 以上の冷蔵倉庫（食料品の温度の管理の用に供するものに限る。）を有する施設
（2）自動仕分装置、その他の設備であって、自動制御又は遠隔制御を行うことができるものを有する施設
（3）データ交換システム（取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）を有する施設
（4）流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。）の用に供する設備（単に貯蔵した物をそのまま出荷するのではなく、荷受方や輸送面への円滑な流通を図るため、出荷の際に梱包やラベル貼りなどを行う過程が施設機能として有するもの）を有する施設
（5）太陽光等による発電設備又は雪氷による冷暖房設備等を有する施設

■製造業（日本標準産業分類による）

■ソフトウェア業（日本標準産業分類による）

■情報処理・提供サービス業（日本標準産業分類による）

■コールセンター事業
（1）電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務（①商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務、②新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務）
（2）（1）の業務に付随して行う業務であって、当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務

■新　　設
次の各号のいずれかに該当するもの
（1）道内に工場等を有していない者が新たに道内に工場等を設置すること
（2）既に道内に工場等を有する者が、新たに日本標準産業分類の中分類を異にする業種に係る工場等を設置すること
（3）事業者が道外から道内に本社機能の全部又は一部を移転するため、新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置すること

■増　　設
既に道内に工場等を有する者が製造の能力等の増加を伴う工場等を設置することで、新設以外のもの

■工業団地
道が実施する工業団地に関する調査に基づく整備された工業団地台帳に登録されている団地（札幌市の区域以外の区域にあるもの）

■工場適地
工場立地法第２条第１項の工場適地の調査に基づき経済産業省が公表している工場適地一覧表に登載されている工場適地（札幌市の区域以外の区域にあるもの）

■工業団地・工場適地の詳細
次の HP をご覧ください。
○北海道工業団地ガイド
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/kougyou/guide02.htm
○工業団地台帳
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/kougyou/daityou.htm
○工場適地総覧
http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/tekichityousa

Q 1 対象となる投資額は、どのようなものですか。

対象となる投資額は、工場等の新設又は増設をするために必要な施設に対する投資額であって、操業等のために直接使用される建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具・器具及び備品のほか、内部環境施設、福利厚生施設、敷地内の環境整備施設等に係るもの、ソフトウェア（道内製作のものを購入する場合に限る）など資産計上された資産の取得価額になります。（土地の取得価額は含みません。）
なお、対象となる工場等の施設が、国などの補助を受ける場合（道及び市町村以外の補助制度）は、その施設を投資額の算定の対象から除きます。

Q 2 対象となる雇用増は、どのような方が対象となりますか。

対象となる雇用増は、工場等の新設又は増設に伴い増加する雇用者であって、次の要件をすべて満たす方が対象となります。
①雇用期間の定めのない者　②雇用保険に加入している者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）
③健康保険に加入している者　④厚生年金保険に加入している者
また、雇用増には、申請事業所において工場等の操業等に直接従事する者のほか、操業等に関する総務、生産管理又は資材管理等の業務に従事する者を含みますが、営業及び販売、配送等に従事する者を除きます。

Q 3 有期雇用者は雇用増の対象となりますか。

雇用期間の定めのない者が対象となりますが、認定申請時に「認定申請に関する申出書」、交付申請時に「確約書」を提出し、次の事項及び上記 Q2 の②～④を満たす場合は対象となります。
①勤務形態が正規雇用者と同等であること　②雇用契約に自動更新条項を設けるとともに、更新回数の制限を行わないこと
③雇用契約に業務量など経営上の理由により更新を行わない旨の条項を設けていないこと
④雇用者の長期欠勤等重大な勤務不良がない限りは雇用契約を更新すること

Q 4 類型Ⅱの申請において対象となる、補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増は、どのような方が対象となりますか。

工場等の新設又は増設を行うにあたって、工場等の生産品を販売するレストランや物販施設等のような、対象となる工場等と一体的に事業を行う施設を併設する場合、その併設施設の新たな常用雇用者を２人まで、補助要件の雇用増５人の中に含めることができます。
なお、上記の雇用増２人については、雇用増が６人以上の場合に支給される助成金の算定の対象からは除きます。

Q 5 次の①～③の場合の工事着手日は、いつですか。
①工場等の建物等を建設する場合　②建物等を買い取る場合
③建物等の建設に先立ち機械設備等の取得を行う場合

工事着手日は、
①の場合は、基礎工事に着手した日となります。例えば、「杭打ち」を必要とする工事であれば、これを開始した日となります。
②の場合は、建物の取得日（所有権移転の日）となります。
③の場合は、機械設備等が納入された日（機械の据え付け工事が必要な場合は、工事が開始された日）となります。

Q 6 建物・機械設備等を全部又は一部をリースで導入する場合、対象となりますか。

法人税法第 64 条の２第３項に規定するリース取引（いわゆる「ファイナンス・リース取引」。）に該当するものであって、法人税法施行規則別表 16（四）の減価償却資産の償却額の計算に関する明細書に記載されるものは、対象となります。
オペレーションリースに該当するものは、対象となりません。

Q 7 建物の建設を伴わず機械設備のみを投資する場合、対象となりますか。

建物の建設を伴わない場合でも、増設に伴い雇用者が増加し、対象要件を満たす場合は対象となります。

Q 8 親会社が投資を行い、子会社が従業員を雇用し操業する場合の扱いはどうなりますか。また、親会社からの出向者は雇用増の対象となりますか。

子会社の株式の 50%超を取得している等の親会社の場合は、親子一体のものとして扱い、申請は親会社とします。
また、雇用増は、操業を行う子会社が直接雇用する者のみが対象となり、親会社からの出向者は対象者には含みませんが、転籍者は対象者に含みます。

Q 9 業種は、工場等を設置する企業の主たる業種で判定するのですか。

新設又は増設する工場等における事業内容により業種を判定します。

Q 10 市町村の立地助成措置に投資に対する助成措置がなく、雇用増のみを対象とする助成措置である場合、類型Ⅱの対象となりますか。

助成措置の対象は、工場等の新設又は増設のために必要な投資額を対象とするもの（雇用増を基準とした助成は、投資額を基準とした助成の上乗せとして算定しているもの）であることから、市町村の立地助成措置についても、新設又は増設のために必要な投資額を対象とする助成措置であることが必要ですので、雇用増のみを対象とする場合は、類型Ⅱでいう市町村が行う立地助成措置の対象となりません。